

## 施策提案

### 性的少数者に関する教育施策の提案

丸井 淑美

<はじめに>

2012年1月に改訂された日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」第4版では、①性ホルモン療法の開始年齢の引き下げ、②二次性徴抑制治療をガイドラインに追加、③18歳未満の者に性ホルモン療法を開始する場合、2年以上ジェンダークリニックで経過を観察し特に必要を認めたものに限定すること、④二次性徴抑制、あるいは18歳未満でのホルモン療法開始を判断する2名の意見書作成者に関する要件、⑤報告書を日本精神神経学会・性同一性障害に関する委員会に提出すること、が主な改正点として挙げられた。

この改訂により、今後思春期発来前に性同一性障害の治療を希望する児童生徒が増える可能性がある。岡山大学病院中塚教授によれば、「学校は子どもが話しやすい環境づくりに努め、場合によっては専門家に相談する『つなぎ』の役割をしてほしい」としている。

そこで、埼玉県教育委員会が実施している教育行政の今日的課題について広く教職員の意見を求める「埼玉県教育委員会教職員施策提案制度」に、養護教諭の立場からこの課題に関する教育施策の提案を行うこととした。以下にその内容を述べる。

<平成 24 年度 埼玉県教育委員会教職員施策提案応募内容>

#### 1 提案のテーマ

提案のテーマは、「性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒の相談・支援のネットワークづくり」とした。

#### 2 提案の要旨

県内の小中高等学校及び特別支援学校にお

ける性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒の相談・支援のネットワークづくりを行い、当事者児童生徒の学校生活の質の向上を図る。

県教育委員会は、各学校で実施すべき相談・支援対策の具体的な取り組みを示し、共通事項を明らかにすることで、本課題に対し迅速かつ適切な対応に取り組めるよう支援する。

#### 3 セクシュアルマイノリティをめぐる学校の現状と問題点

近年、メディアには性同一性障害をはじめとするセクシュアルマイノリティ(性的少数者)の芸能人が毎日のように登場し、その存在の可視化が高まってきている。

2009年には埼玉県内の公立小学校で、小学2年生の男子児童が性同一性障害の診断を受け、女兒として学校生活を送ることが新聞などのメディアで公表された。<sup>1)</sup>埼玉県教育局では、さいたま市を除く県内の全公立小中高校と特別支援学校を対象に実態調査を行った結果、複数の教育委員会や学校が「子どもから相談を受けた」と答えている。<sup>2)</sup>性同一性障害の存在がメディアを通して広く認知されてきている現在、私たちはどの学校の中にも性同一性障害の当事者及び性別に違和感をもつ子どもたちがいる可能性があるということを理解したうえで、日々の教育活動を行う必要がある。

性同一性障害及び性別違和感を持つ生徒の中には、その特有の悩みを誰にも相談できずにいる者も多く、自己破壊行為(自傷行為)、自殺(自殺未遂を含む)、不登校など、様々な社会生活上の健康課題を持ちながら生活して

いるという研究報告もある。<sup>3)</sup>

世界的な動向としては、2007年にジョージヤカルタ宣言が国連人権理事会に承認され、同性愛や性同一性障害を含むすべての人々の人権を保障し一切の差別や弾圧を厳禁するため、すべての国家が遵守すべき国際法規とされている。また、日本国内では、法務省が人権啓発活動重点目標を定めており、平成24年度の啓発活動年間強調事項17項目の中に性的指向、性同一性障害を理由とする差別をなくすことを挙げている。

そこで注目されているのが、学校における性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒への対応であるが、現在のところまだ事例が少ないことや、このテーマにおける教職員研修の困難さなどから、教職員自身もこの課題に対する苦手意識や対応の難しさを感じていることが予想される。

#### 4 具体的な施策内容

##### (1) 目的と基本方針

###### ① 目的

県内の小中高等学校及び特別支援学校における性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒の相談・支援のネットワークづくりを行い、当事者児童生徒の学校生活の質の向上を図ることを目的とする。

###### ② 基本方針

- a 性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒が入学した際に、各学校で実施すべき相談・支援対策の具体的な取り組みを示し、共通事項を明らかにする。(対応マニュアル等の作成)
- b 埼玉県教育委員会の指揮の下、体制の強化を図り関係者が一体となって迅速かつ適切な対応に取り組めるようにする。

##### (2) 相談・支援プロジェクトチームの新設

教育、福祉等の行政関係者、学校教職員(小・中・高等学校、特別支援学校)、保健所、専門医、心理専門家、大学研究者、保護者、

関連するNPO団体、当事者団体等による組織を新設し、対応マニュアルの作成や個別支援計画等のひな型を作成する。

##### (3) 現職研修の増設

性同一性障害をはじめとするセクシャルマイノリティ(性的少数者)の人々を取り巻く課題がとりあげられるようになる一方で、多くの大人たちは性の多様性を含む性に関する学習をしないまま大人になっている現状がある。それは子どもたちと直接触れ合う教職員についても例外ではなく、教員になってからの現職研修でも、性の多様性を含んだ性に関する学習についての研修は少なく、あったとしても養護教諭などの限られた教職員を対象に実施される場合がほとんどである。

本課題について、文部科学省は「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」(平成22年4月23日付)の中で、「各学校においては、学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を配慮した上で、相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願いいたします。」としている。

これらの現状を踏まえ、出来るだけ多くの教職員に対し、性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒の当事者がどのような困難を抱えて学校生活を送っているかといった現状を理解してもらい、どのように相談・支援を推進すればよいか、現在学校が抱えている課題は何か、などを系統的に研修する機会を提供する必要があると考える。具体的には、各管理職研修会、保健主事、養護教諭、人権担当者、生徒指導及び教育相談担当者などの研修会において、教職員が医療機関との連携の仕方や専門的知識、個別の支援方法等について研修する機会を設け、各学校におけるリーダーを育成する。

#### (4) モデル事業の展開

##### ① 中学校における授業研究会の実施

性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒の支援には、当事者支援の他に、周囲の児童生徒の理解や協力が必要なことはいうまでもない。そこで、集団指導を対象とした保健指導・人権教育の授業研究会等を行い、教職員相互の学び合いの場を設ける。

また、学校は実社会の小モデルであると考え、児童生徒には自らが集団の一員であるということを自覚させる意味でも、当事者の悩みを自分のこととして考えさせる機会としたい。

##### ② 地域・保護者を対象とした啓発活動と連携

児童生徒は家庭、地域の中で、家族や地域の人々との関係、保護者の価値観や生き方などから影響を受けながら成長している。学校は家庭、地域に対して、家庭教育の重要性を改めて認識してもらうとともに、保護者自身が気づいていない分野にも目を向けてもらえるような働きかけをする必要がある。

また、学校と家庭及び地域との連携を図るためには、学校で行う教育の内容や方法について理解を得ておくことや、日頃より保護者との信頼関係を築いておくことが重要となる。具体的には、各学校が、学校だより・保健だよりなどによる情報提供、授業参観の実施、学校行事をとおした連携、学校保健委員会、講演会などをとおして、本課題に対する保護者の意識や関心を高めるような啓発活動を積極的に行えるよう支援する。

#### 5 予想される効果

上記の施策を具現化することにより予想される効果として、以下の3点を挙げる。

(1) 性同一性障害及び性別違和感を持つ児童生徒が直面している自己破壊行為、自殺、不登校、いじめ等を未然に予防するとともに、当事者児童生徒の学校生活の質の向上が期待できる。

(2) 本課題に関する突然の相談にも迅速かつ的確に組織的に対応できる教職員がふえることにより、保護者との信頼関係が深まる。

(3) 学校、家庭、関係機関との連携システムを強化できる。

〈おわりに〉

2013年3月1日、東京ディズニーリゾート初の同性結婚式が行われた。LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）支援活動に携わるレズビアンカップルの挙式で、大きな話題になった。また、米国防総省は、米軍の異性愛カップルが受けている手当などの一部を同性愛カップルにも拡大すると発表した(2013.3.11)。これによりパートナーの軍人が死亡した場合に遺族手当を受け取れるようになった。<sup>4)</sup>

国内外で同性愛や性同一性障害について、広く一般に認知されるようになってきた一方で、子どもたちの当事者のほとんどは家族や友人に相談できないまま学校生活を送っている現状があり、学校には依然として解決されていないさまざまな課題が残っている。

学校は、性的少数者の当事者である児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようにしていくこと、また、子どもも大人も一人一人が性自認や性的指向にこだわることなく性の多様性を認め合えるような学校環境を整えることが喫緊の課題であると考えられる。

1) 朝日新聞 2010.2.14「性同一性障害 低年齢相談『増加』 当事者の団体指摘健診など課題も」

2) 朝日新聞 2010.2.27「性同一性障害『相談受けている十数件』-県教育局公立小中高調査-」

3) 母性衛生 45(2), 278-284, 2004-07 「思春期の性同一性障害症例の社会的, 精神的, 身体的問題点と医学的介入の可能性についての検討」

4) AFP 通信 2013.2.12「米国防総省、一部手当などを同性カップルにも拡大」